国民健康保険制度改革の推進

社会保障審議会医療保険部会(令和5年2月23日)資料

○ **財政運営の安定化**を図りつつ、「**財政運営の都道府県単位化」の更なる深化**を図るため、令和6年度からの新たな国保運営方針に基づき、**保険料水準の統一や医療費適正化**等の取組をより一層進める。

(1) 出産時における保険料負担の軽減【令和6年1月施行】

- ・子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者 に係る産前産後期間相当分(4か月間)の保険料(均等割額、所得割額) を免除する措置を創設。
- ※費用負担 公費(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)所要額 4億円(令和5年度)
- ※7割、5割、2割軽減は、低所得世帯に対する均等割保険料の軽減措置
- ※令和4年4月から、未就学児の均等割保険料の軽減制度を導入

(2) 国保運営方針に基づく保険料水準の統一、医療費適正化の推進

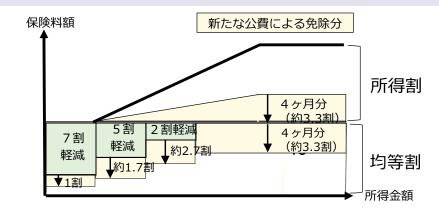
- ・都道府県国保運営方針(都道府県内の国保運営の統一的な方針)について、 対象期間の考え方や記載事項を見直し。【令和6年4月施行】
- ・「保険料水準統一加速化プラン(仮称)」を策定し、保険料水準の統一に向 けた取組を支援。

(3) その他保険者機能の強化

- ①第三者行為求償事務の取組強化
 - ・広域性や専門性のある事案について、市町村の委託を受けて都道府県 が実施可能とする。【令和7年4月~】
 - ・市町村が、官公署等の関係機関に対し、第三者の行為によって生じた 事実に係る資料の提供等を求めることを可能とする。【公布日~】
 - ※ 市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合には、その給付額の限度で、 被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得

②退職者医療制度の廃止

・対象者が激減し財政調整効果が実質喪失していることを踏まえ、事務 コスト削減を図る観点から、前倒しして廃止。【令和6年4月】



(国保運営方針の見直し)

【対象期間】おおむね6年

【記載事項】

「医療費の適正化の取組に関する事項」、「市町村が 担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する 事項」を必須記載事項化

